

**「弁理士法第14条第2項（同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する  
受験禁止期間に関する処分基準（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方**

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	<p>試験会場外の不正行為の例示も加えるべきではないか。例えば、偽造若しくは変造又は虚偽の証明書を受験願書又は免除資格認定申請書に添付して提出する等行為は「極めて悪質な不正行為」と考えられる。</p>	<p>本処分基準（案）は試験会場における不正行為を例示していますが、試験会場外で不正行為がなされた場合、その態様に応じ、本処分基準（案）の不正行為例を参酌の上、決定ができると考えております。</p>	1個人
2	<p>注において、「3年を上限として」が2. のみにあるのは、1. については3年を超えてもよいという誤解のおそれがある。 上限の3年は、弁理士法第14条第2項の規定から自明のため、有無は任意としても、統一した方が良くと思料する。</p>	<p>注の1. においては、加重のほか減免について規定しているため、上限を記載しておりませんが、2. においては、再度の不正行為について、受験禁止期間を加重するに当たり、期間を明確にするため「3年を上限として」という記載をしております。</p>	1個人
3	<p>不正行為は弁理士試験の受験生としては、断じてありえない行為であって、「無期限禁止」とすべき。 情状酌量の余地を残す意味で、5年程度の期間を経て、面接・レポートなどでヒアリングをした後、受験資格を回復させる弾力性をもたせるほうが良いかもしれない。</p>	<p>弁理士試験若しくは特定侵害訴訟代理業務試験を不正の手段によって受け、又は受けようとした者に対する受験禁止期間は、弁理士法第14条第2項（同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。）で3年以内と定められております。 今回の処分基準（案）は、法律に定められた受験禁止期間の範囲内で処分基準を具体化・明確化することにより、処分基準の透明性・公平性を高めようとするものです。</p>	1個人
4	<p>他の受験者の答案をのぞき見るのは「悪質な不正行為」であり、2年の受験禁止期間を設定するに相当すると考える。</p>	<p>受験禁止期間は、他士業試験における処分基準も鑑み、行為の悪質性に応じて期間を設定しており、例示の行為については1年としておりますが、不正行為の内容及び情状により、期間を加重又は減免することとしています。</p>	1個人